

令和7年度 消防設備士講習のご案内

(免状所有者義務講習)

富 山 県
(一財)富山県消防設備保守協会

消防法第17条の10に定める消防設備士講習を次により実施しますので、受講義務のある方は、遅滞なく受講してください。

※受講申請を電子申請される方は、別紙をご確認ください。

なお、電子申請での受付は、各講習日の定員のうち70名までです。

(電子申請での受付が優先されます。)

1 受講対象者

消防設備士免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内及び前回の講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内の方。講習を受けない状態が続く、さらに何らかの違反行為があった場合は、消防設備士免状の返納を命じられることがあります。

所有する免状の種類が同じ講習区分に該当している場合は、受講期限の取扱にご注意ください。
詳細は協会までお尋ねください。

2 講習日程及び講習会場

講習区分	免 状 の 種 類	講 習 日	定 員	講 習 会 場
警報設備	甲種第4類 乙種第4類、第7類	9月30日(火)	各講習日 110名	〒939-2708 富山市婦中町島本郷1-5 富山県トラック会館 3階研修室
		10月1日(水)		
		10月2日(木)		
避難設備 ・消火器	甲種第5類 乙種第5類、第6類	10月9日(木)		
		10月10日(金)		
消火設備	甲種第1類、第2類、第3類 乙種第1類、第2類、第3類	10月23日(木)		
		10月24日(金)		

3 講習科目

- (1) 工事整備対象設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項
- (2) 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項

4 講習会時間割(各講習区分共通)

講 習 時 間	講 習 科 目
9:00~11:30	工事整備対象設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項
11:30~12:30	休 憩
12:30~16:30	工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項
16:30~17:00	効果測定

※ 効果測定終了後に免状をお返しします。

5 講習科目の一部免除

- (1) 「2 講習区分」のうち、いずれかの講習を受けた後、6か月以内に他の講習を受けようとする方
- (2) 消防庁長官が指定する公共団体が行う講習を受けた後、6か月以内に講習を受けようとする方

上記に該当する方は、「3 講習科目」のうち、(1)の受講が免除されます。免除を希望される方は、講習の課程を修了した旨を証明する書類を受講申請書に添付して提出してください。

6 受講手数料

受講区分ごとに7,000円（受講申請書に富山県収入証紙を貼って納入して下さい。消印をしないでください。富山県収入証紙の販売所は富山県ホームページでご確認ください。）

なお、受理した受講申請書及び受講手数料は返還いたしませんのでご了承ください。

7 受講申請書受付の期間及び場所

受 付 期 間	受 付 場 所
令和7年8月20日(水) ～ 8月29日(金) 平日の9:00～17:00まで ※受付期間を厳守してください。	一般財団法人 富山県消防設備保守協会 〒939-8201 富山市花園町4-5-20 富山県防災センター2階 TEL 076-422-1135

※電子申請の受付期間は、令和7年7月14日(月)から7月18日(金)まで

8 受講申請手続及び記入方法等

- (1) 受講申請書は「7 受講申請書受付場所」へ持参または郵送してください。
郵送の場合は簡易書留としてください。受付期間最終日の消印まで有効です。
- (2) 受講申請書は、講習区分ごとに1枚ずつ作成してください。
(例) 第1類、第4類、第6類について講習を受ける場合
講習区分は、「消火設備」、「警報設備」、「避難設備・消火器」に該当し、
受講申請書は合計3枚作成します。
- (3) 受講申請書には、受講者の写真（受講申請書提出6ヶ月以内に撮影した正面、無帽、
無背景、上三分身の縦4cm×横3cm、裏面に講習区分と氏名を記入）及び富山県収入証紙
（7,000円）を所定の位置に貼ってください。
なお、上記(2)の例のように複数の講習区分を受講される方は、それぞれの申請書に受
講者の写真及び富山県収入証紙（7,000円）を貼ってください。
- (4) 受講申請書の「消防設備士免状欄」は、その申請書（講習区分）に該当するもののみ
記入してください。
- (5) 記入漏れ等の確認のため、消防設備士免状のコピー（表及び裏面）を1枚提出してく
ださい。

- (6) 受講票（免状引換券兼用）の希望する講習日に○をつけ、講習区分、免状番号、氏名を記入し、裏面に受講者の住所及び氏名を記入の上、85円切手を貼ってください。

受講番号は受付機関で記入します。

なお、希望される講習日が定員に達した場合は、受講日を変更していただくことになりますのでご了承ください。申請の優先順位は、先着順となります。

9 テキストについて

講習で使用するテキストは、講習日に会場でお渡しします。

10 講習修了証明

講習当日は、講習修了証明をしますので、消防設備士免状を必ず持参し、受付に提出してください。

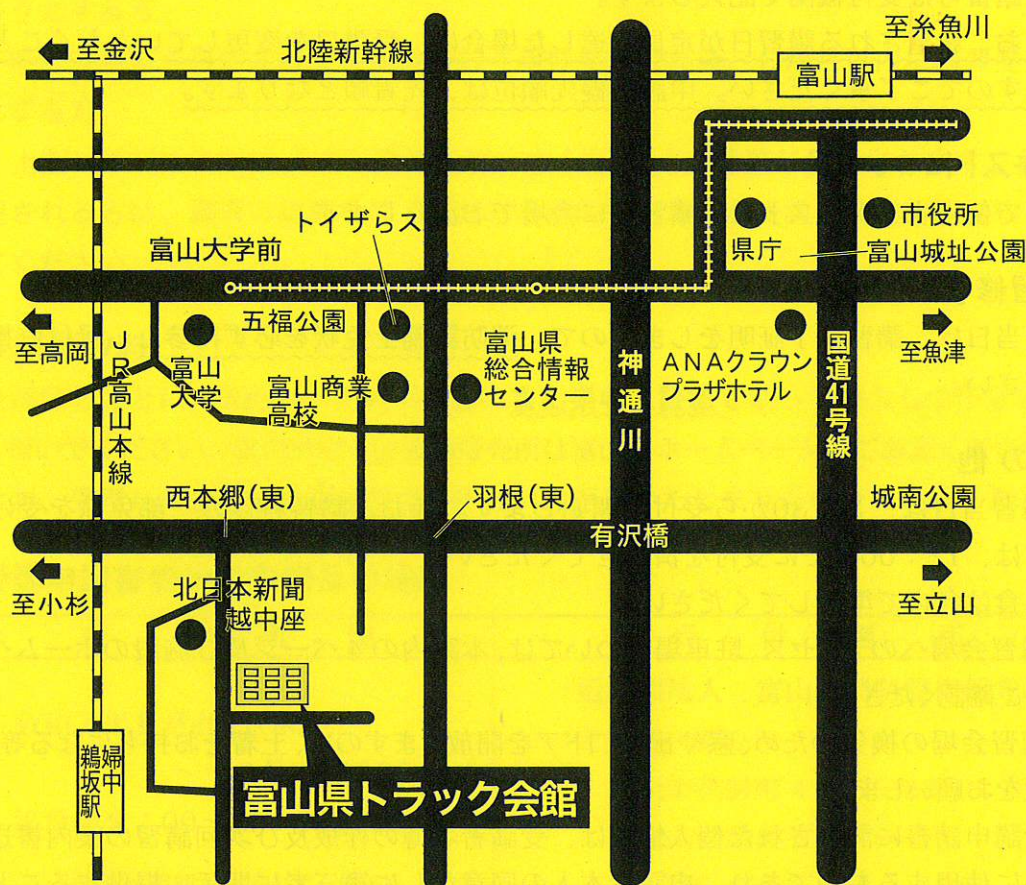
11 その他

- (1) 講習当日は、8：30から受付を開始します。なお、講習科目の一部免除を受けられる方は、12：00までに受付を済ませてください。
- (2) 昼食は各自で準備してください。
- (3) 講習会場へのアクセス、駐車場については、本案内の4ページ及び施設のホームページ等でご確認ください。
- (4) 講習会場の換気のため、窓や出入口ドアを開放しますので、上着をお持ちになる等、寒さ対策をお願いします。
- (5) 受講申請書に記載された個人情報、受講者名簿の作成及び次回講習の案内書送付のために使用するものであり、申請者本人の同意なしに第三者に開示・提供することはありません。
- (6) 災害等で講習会を中止又は延期する場合がありますのでご了承ください。万が一講習会を中止又は延期する場合は、受講申込済の方に電話等で可能な限り連絡するとともに、協会ホームページに掲載しますので、事前のご確認をお願いします。

受講申請書は、下記のところにあります。

- | | | |
|-------------------------------|-------------|---------------|
| (1) (一財)富山県消防設備保守協会事務局 | | |
| 富山市花園町4-5-20 | 富山県防災センター2階 | ☎076-422-1135 |
| (2) (一財)富山県消防設備保守協会「警報設備部会」 | | |
| 富山市上富居1-7-12 | 富山県電気工事工業組合 | ☎076-471-7551 |
| (3) (一財)富山県消防設備保守協会「点検・防災部会」 | | |
| 富山市城川原2-6-25 | (株)富山県総合防災 | ☎076-438-4550 |
| (4) (一財)富山県消防設備保守協会「器具避難設備部会」 | | |
| 富山市小杉1033 | (株)富山防災設備 | ☎076-429-0633 |
| (5) (一財)富山県消防設備保守協会「総務部会」 | | |
| 富山市黒瀬240-20 | 防災電設(株) | ☎076-422-7070 |
| (6) 富山県危機管理局消防課 | | |
| 富山市新総曲輪1-7 | | ☎076-444-4589 |
| (7) 富山県内各消防本部 | | |

交通のご案内



- 公共交通機関をご利用の場合は、JR高山本線婦中鵜坂駅から徒歩約15分です。
電車の本数が少ないのでご注意ください。
- お車をご利用の場合、会場に無料の駐車場があります。
会館前に約100台、会館裏に約60台駐車可能ですが会館使用者共用です。
昼休み休憩時など途中で車を移動できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 会場周辺には、食堂・コンビニ等がありません。昼食は各自で準備してください。
- 会場へのアクセス、駐車場については、施設のホームページ等でご確認ください。

会場 **富山県トラック会館**

〒939-2708 富山市婦中町島本郷1-5